

札幌市病院局工事等共同企業体取扱要綱

平成18年4月1日	管理者決裁
平成19年10月1日	一部改正
平成22年10月13日	一部改正
平成28年5月31日	一部改正
平成31年3月25日	一部改正
令和3年3月29日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正
令和7年2月4日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、札幌市病院局発注の工事並びに工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務（以下「工事等」という。）の確実かつ円滑な施工又は履行（以下「施工等」という。）を図るとともに、中小建設業者の健全な育成を図るために結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定共同企業体」とは、特定の工事等の施工等を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この要綱において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工等する工事等が特定されていない共同企業体をいう。

(施工等方式)

第3条 特定共同企業体又は経常共同企業体により行う工事等の施工等は、当該共同企業体の各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって当該工事等の完成に当たる共同施工等方式によるものとする。

第2章 特定共同企業体

(対象工事等)

第4条 特定共同企業体により施工することができる工事は、次の各号に掲げる工事の種別に応じ、当該各号に定める設計金額以上のもので、その工期、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定共同企業体による施工が適当と認められるものとする。

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 土木及び下水道工種 | 4億円 |
| (2) 建築工種 | 6億円 |
| (3) その他の工種 | 2億円 |

2 特定共同企業体により履行することができる工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並

びに測量業務は、設計金額が6千万円以上のもので、その履行期間、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定共同企業体による履行が適当と認められるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、異工種の工事を一体のものとして施工する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く特定共同企業体による施工等が特に必要と認められる場合は、特定共同企業体に施工等させることができる。

(構成員数)

第5条 構成員の数は、2又は3社とする。

- 2 前項の構成員には、札幌市内に建設業許可における主たる営業所を有する者（以下「市内業者」という。）が原則として構成員の2分の1以上含まれていなければならない。ただし、これによらない場合は、構成員のうち1社以上を市内業者とすることができることとし、その場合は、代表者を市内業者に限るものとする。

- 3 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける工事等については、前項の規定を適用しないものとする。

(構成員となるべき者の組合せ)

第6条 等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、次の各号に掲げる工種に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土木及び下水道工種 次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること

ア A1及びA2等級の間の組合せであること。

イ A2等級のみの組合せとならないこと。

ウ A2等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の2分の1を上回らないこと。

- (2) 舗装、造園、建築、電気、及び管工種 次に掲げる全ての要件を満たす組合せであること

ア A及びB等級の間の組合せであること。

イ B等級のみの組合せとならないこと。

ウ B等級の構成員数は、原則として特定共同企業体の構成員数の2分の1を上回らないこと。

- 2 特例政令の適用を受ける工事を施工する場合、異工種の工事を一体のものとして施工する場合及び特殊な技術を要する等技術的難度が高く特定共同企業体による施工等が特に必要と認められる場合は、前項の規定を適用しないものとする。

(構成員の要件)

第7条 特定共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 発注工事等に対応する工事等の工種又は業種（以下「工種等」という。）について札幌市競争入札参加資格を有していること。

- (2) 発注工事等を構成する一部の工種等を含む工事等について元請としての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工等した経験があること。

- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、代表者以外の構成員のうち、出資金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）に満たない構成員にあつては主任技術者を兼任で配置することができるものとする。

- (4) 発注工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の

合は8,000万円)以上となる場合は、原則として特定建設業者たる代表者が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

2 経常共同企業体を特定共同企業体の構成員とすることはできない。

(結成方法)

第8条 特定共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 事業協同組合等の組合が特定共同企業体を結成する場合については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる特定共同企業体を結成することは認めない。

3 特定共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。

4 代表者は、構成員において決定された者とする。この場合において、代表者は、最大の施工能力を有する者とし、格付等級の異なる者による組合せにあつては、上位の等級の者であるものとする。

(構成員の出資の割合)

第9条 特定共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。

この場合において、代表者の出資の割合は、その他の構成員の出資の割合を下回つてはならない。

(存続期間)

第10条 発注工事等の契約の相手方となった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等の請負及び委託契約（以下「請負契約等」という。）の履行後（札幌市病院局契約規程（平成18年病院局規程第32号）第46条第1項の規定に基づく跡請保証をしている場合は当該跡請保証の義務完了後）3か月を経過するときまでとする。

2 発注工事等の契約の相手方とならなかった特定共同企業体の存続期間は、当該工事等に係る請負契約等が締結されたときまでとする。

第3章 経常共同企業体

(対象工事)

第11条 経常共同企業体により施工することができる工事は、土木、下水道、舗装、造園、建築、電気及び管の各工種に属する工事とし、当該経常共同企業体の格付等級に対応する発注標準金額（一般競争入札参加資格ガイドライン（平成19年10月1日 病院局経営管理部長決裁）別表1で定める金額をいう。）の範囲内で、かつ、全ての構成員が技術者を適正に配置することが可能な規模の工事とする。

(構成員数)

第12条 構成員の数は、2又は3社とする。

(組合せ)

第13条 構成員の組合せは、同一の工種で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。ただし、経常共同企業体の構成員の数が3社の場合において、各構成員の格付等級が直近で連続しているときは、直近二等級までの組合せを認めるものとする。

(構成員の要件)

第14条 経常共同企業体は、全ての構成員が次に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、第4号の要件については、構成員の1社以上が満たすことで足りるものとする

- (1) 発注工事に対応する工事の種別について札幌市工事等競争入札参加資格を有し、かつ格付等級が第2位等級以下であること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小企業であること。
- (3) 市内業者であること。
- (4) 発注工事と同種の工事について、元請としての施工実績を有していること。ただし、元請としての施工実績がない構成員が、当該工事を確実かつ円滑に共同施工できる能力を有すると認められる場合には、下請としての施工実績を有することで足りるものとする。
- (5) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は原則として国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ただし、出資金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）に満たない構成員にあつては主任技術者を兼任で配置することができるものとするが、請負代金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事においては、いずれかの構成員が監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。

- (6) 発注工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は、特定建設業者たるいずれかの構成員が監理技術者を配置し、その他の構成員は主任技術者を配置すること。

（結成方法）

第15条 経常共同企業体は、札幌市競争入札参加資格を有する者の任意の組合せにより結成されなければならない。

2 事業協同組合等の組合が経常共同企業体を結成する場合については、組合自体を単体企業とみなし、単体企業と同様に取り扱うものとする。ただし、組合と当該組合の組合員との組合せによる経常共同企業体を結成することは認めない。

3 経常共同企業体の協定書は、別表に定めるところによる。

4 代表者は、構成員において決定された者とする。

（構成員の出資の割合）

第16条 経常共同企業体の各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上でなければならない。

2 各構成員の具体的な出資の割合は、工事ごとに異なる比率を設定することができるものとし、施工すべき工事が定まった後に構成員による協議により、経常共同企業体協定書第8条に基づく協定書を作成する。この場合において、代表者の出資の割合がその他の構成員の出資の割合を上回ることを要しない。

（登録数）

第17条 一の企業が、一の工種に登録できる経常共同企業体の数は1までとする。

（入札参加資格申請等）

第18条 経常共同企業体の入札参加資格申請、資格審査、及び有効期間等については、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領（平成18年4月1日管理者決裁）及び同運用指針（平成18年4月1日経営管理部長決裁）の定めるところによるものとする。

（混合入札の方法）

第19条 経常共同企業体と単体企業との混合による入札ができるものとし、一般競争入札においては入札告示にその旨を表記するものとする。

（解散、脱退等）

第20条 経常共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ管理者が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

3 登録期間中の構成員の組合せの変更は認めない。

第4章 雑 則

(委任)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、経営管理部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日以後に告示する工事等から適用する。

2 この要綱の第17条は、平成23・24年度札幌市競争入札参加資格者名簿の登録申請より適用し、それ以前の登録については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月4日から施行する。